

新潟市西区における感謝状贈呈に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西区の発展のために功労のあったものに対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について西区長が審査会に諮って行う。ただし、過去において、同一の理由で新潟市表彰条例（昭和38年新潟市条例第8号）、その他の条例、規則又は要綱に基づく市長の表彰を受けたことのある個人又は団体については、贈呈しない。

- (1) 地域社会の発展に尽くしたもの
- (2) 保健衛生又は社会福祉の増進に尽くしたもの
- (3) 道路、河川、港湾、公園その他公共施設の設置又は維持管理に尽くしたもの
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に感謝状を贈呈することが必要と認められるもの

(審査会)

第3条 感謝状の被贈呈者を決定するため、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員は、西区長、学識経験者、地域活動関係者、教育関係者、及び社会福祉関係者をもって充てる。
- 3 前項に規定する委員本人が審査の対象となったときは、当該委員を除斥するものとする。

(贈呈時期等)

第4条 感謝状の贈呈は、年1回行うものとする。ただし、被贈呈者がいない場合はこの限りでない。

(贈呈方法)

第5条 感謝状は、西区長が贈呈するものとする。

(記録及び公表)

第6条 感謝状の被贈呈者の功績を記録するため感謝状原簿を備える。

- 2 感謝状原簿には、感謝状の被贈呈者の氏名その他必要な事項を記録し公表するものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は西区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。